

久喜市議会  
令和3年6月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第50号	専決処分の承認を求めることについて（久喜市 税条例等の一部を改正する条例）	1
議案第51号	専決処分の承認を求めることについて（久喜市 都市計画税条例の一部を改正する条例）	10
議案第52号	令和3年度久喜市一般会計補正予算（第3号） について	14
議案第53号	令和3年度久喜市一般会計補正予算（第4号） について	15
議案第54号	令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計補 正予算（第1号）について	16
議案第55号	久喜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を 改正する条例	17
議案第56号	久喜市税条例の一部を改正する条例	18
議案第57号	久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改 正する条例	19
議案第58号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	20
議案第59号	久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例	21
議案第60号	久喜市立学校給食センター条例の一部を改正す る条例	22
議案第61号	路線の認定について	23
議案第62号	路線の廃止について	24
報告第5号	継続費逡次繰越額の報告について	25
報告第6号	繰越明許費繰越額の報告について	27
報告第7号	事故繰越し繰越額の報告について	31
報告第8号	繰越明許費繰越額の報告について	33
報告第9号	建設改良費の繰越額の報告について	35
報告第10号	継続費逡次繰越額の報告について	37
報告第11号	専決処分の報告について（久喜市立小・中学校 校内通信ネットワーク整備工事の請負変更契約 の締結）	39

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて（久喜市税条例等の一部を改正する条例）

久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号）等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市税条例等を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市税条例等の一部を改正する条例(別紙)

令和3年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

## 久喜市税条例等の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。  
第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第

12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の2第24項を削り、同条第25項を同条第24項とし、同条第26項中「同意導入促進基本計画」の次に「(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第25項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4

年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、附則第12条の2を削る。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第13条の2第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について久喜市税条例等の一部を改正する条例(令和3年久喜市条例第21号)による改正前の久喜市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中

「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(久喜市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 久喜市税条例の一部を改正する条例(令和2年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

久喜市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

久喜市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

久喜市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

久喜市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第1条第3号の規定中「及び附則第3条の2」を「、附則第3条の2及び附則第4条」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中久喜市税条例附則第10条の2第26項の改正規定(同項を同条第25項とする部分を除く。)並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(2) 第1条中久喜市税条例附則第10条の2第22項の次に1項を加える改正規定(第23項に係る部分に限る。) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の久喜市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の久喜市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、な

お従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第10条の2第25項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条第1号に規定する施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に規定する施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第25項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第51号

専決処分の承認を求めることについて（久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例）

久喜市都市計画税条例（平成22年久喜市条例第63号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市都市計画税条例を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和3年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

## 久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第6項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第7項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第13項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第14項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第17項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第18項を削り、附則第19項を附則第18項とし、附則第20項から附則第23項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

令和 3 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和3年度久喜市一般会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 5 3 号

令和 3 年度久喜市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和3年度久喜市一般会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第54号

令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 議案第 5 5 号

### 久喜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成22年久喜市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「任命権者に対し」に、「宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない」を「宣誓書を提出しなければならない」に改める。

別記様式中「㊦」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

職員のサービスの宣誓の実施方法について、宣誓書を任命権者に提出することのみを規定し、宣誓書への押印を不要とする改正を行うため、この案を提出するものであります。

## 議案第56号

### 久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6条の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の久喜市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

地方税法等が一部改正されたことに伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第57号

### 久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

久喜市固定資産評価審査委員会条例(平成22年久喜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

審査申出者等の押印を求めている書類について、押印を不要とする改正を行うため、この案を提出するものであります。

## 議案第58号

### 久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。  
別表第1中第27項を削り、第28項を第27項とし、第29項から第43項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されたことから、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第59号

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)」を  
「第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条) 第6章 雑則(第49条)」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第60号

久喜市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

久喜市立学校給食センター条例(平成22年久喜市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
久喜市立学校給食センター	久喜市下清久500番地8

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立菖蒲学校給食センター、久喜市立鷺宮第1学校給食センター及び久喜市立鷺宮第2学校給食センターを廃止し、新たに久喜市立学校給食センターを設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第61号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜2589号線	久喜市下清久	久喜市下清久	
栗橋266号線	久喜市高柳	久喜市高柳	
栗橋267号線	久喜市高柳	久喜市高柳	
栗橋268号線	久喜市高柳	久喜市高柳	
栗橋269号線	久喜市佐間	久喜市佐間	

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第62号

### 路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜7344号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
栗橋608号線	久喜市高柳	久喜市高柳	

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第5号

継続費逦次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、令和2年度久喜市一般会計予算継続費の逦次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和2年度久喜市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
10 教 育 費	6 保 健 体 育 費	学校給食センター整備事業	円 4,660,221,000	円 2,562,283,000	円 368,840,000	円 2,931,123,000	円 1,356,529,000	円 1,574,594,000	円 1,574,594,000	円 157,694,000	円 0	円 1,416,900,000	円 0

報告第6号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和2年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和2年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎管理事業	5,650,000	5,454,000	0	2,765,000	0	0	2,689,000
		第二庁舎管理事業	1,359,000	1,359,000	0	689,000	0	0	670,000
		菖蒲総合支所庁舎管理事業	1,666,000	1,666,000	0	845,000	0	0	821,000
		栗橋総合支所庁舎管理事業	747,000	747,000	0	378,000	0	0	369,000
		鷲宮総合支所庁舎管理事業	1,761,000	1,761,000	0	893,000	0	0	868,000
		集会所維持管理事業	1,571,000	1,473,000	0	747,000	0	0	726,000
		東京理科大学跡地管理事業	1,053,000	919,000	0	466,000	0	0	453,000
		公文書館管理事業	747,000	747,000	0	378,000	0	0	369,000
		コミュニティ施設管理事業	3,138,000	3,138,000	0	1,591,000	0	0	1,547,000
3 民生費	1 社会福祉費	ふれあいセンター久喜管理事業	1,380,000	1,282,000	0	650,000	0	0	632,000
		健康福祉センター管理事業	574,000	574,000	0	291,000	0	0	283,000
		菖蒲老人福祉センター管理事業	317,000	268,000	0	136,000	0	0	132,000
		鷲宮福祉センター管理事業	402,000	402,000	0	204,000	0	0	198,000
		借楽荘管理運営事業	4,004,000	4,004,000	0	0	0	0	4,004,000
		彩嘉園管理事業	133,000	133,000	0	67,000	0	0	66,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	169,141,000	133,936,258	0	133,936,258	0	0	0
		保健センター運営事業	535,000	535,000	0	271,000	0	0	264,000
	3 清掃費	ごみ処理施設整備推進事業	1,337,000	1,337,000	0	0	0	0	1,337,000

令和2年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
5 労働費	1 労働諸費	労働会館管理事業	454,000	248,000	0	126,000	0	0	122,000
6 農林水産業費	1 農業費	農村センター管理事業	307,000	248,000	0	126,000	0	0	122,000
		しみん農園管理事業	307,000	248,000	0	126,000	0	0	122,000
		農業者トレーニングセンター管理事業	307,000	248,000	0	126,000	0	0	122,000
7 商工費	1 商工費	商店街支援プレミアム付商品券発行事業	153,544,000	1,830,000	0	1,300,000	0	0	530,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路補修事業	22,680,000	22,680,000	0	0	0	0	22,680,000
		道路新設改良事業	25,664,000	10,664,000	0	0	0	0	10,664,000
		西堀・北中曽根線道路改良事業	1,045,000	1,045,000	0	0	0	0	1,045,000
		橋りょう長寿命化修繕事業	17,000,000	17,000,000	0	1,000,000	14,500,000	0	1,500,000
		橋りょう架換負担金事業	22,500,000	22,500,000	0	0	20,300,000	0	2,200,000
	4 都市計画費	高柳地区開発整備推進事業	29,553,000	28,276,000	0	0	0	0	28,276,000
		液状化対策推進事業	125,269,000	101,791,000	0	0	0	0	101,791,000
		東鷲宮駅周辺整備事業	171,680,000	117,762,000	0	0	105,700,000	0	12,062,000
		公園維持管理事業	9,636,000	9,636,000	0	4,800,000	4,800,000	0	36,000
		(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備事業	3,958,000	3,958,000	0	0	0	0	3,958,000
10 教育費	2 小学校費	情報教育機器維持管理事業	211,154,000	205,372,000	0	205,372,000	0	0	0
	3 中学校費	情報教育機器維持管理事業	90,702,000	88,218,000	0	88,218,000	0	0	0
	5 社会教育費	公民館管理事業	6,031,000	5,933,000	0	3,008,000	0	0	2,925,000

令和2年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	5 社会教育費	教育集会所管理事業	268,000	268,000	0	136,000	0	0	132,000
		郷土資料館管理事業	613,000	613,000	0	311,000	0	0	302,000
	6 保健体育費	児童生徒等健康診断・健康管理事業	44,506,000	43,702,000	0	22,723,000	0	0	20,979,000

報告第7号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和2年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和2年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
8 土木費	4 都市計画費	佐間・八甫線整備事業 【繰越明許費分】	円 89,177,900	円 1,210,000	円 87,967,900	円 0	円 87,967,900	円 0	円 13,890,000	円 66,700,000	円 0	円 7,377,900	工事着手時期や仮設水路等の施工方法について、地元住民から見直しの申し出があり、調整に不測の時間を要したことから年度内の完了が困難となったため。

報告第8号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和2年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和2年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
2 土木費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	円 39,798,000	円 39,798,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 39,798,000

報告第9号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和2年度久喜市水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和2年度久喜市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	円 739,334,000	円 583,597,187	円 88,198,000	円 0	円 0	円 88,198,000	円 67,538,813	円 0	本工事は、鉄道軌道下の推進工事を含む特殊なものであり、契約事務に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから、次年度へ繰越すものです。

報告第10号

継続費通次繰越額の報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、令和2年度久喜市水道事業会計予算継続費の通次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和2年度久喜市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰 越 額	翌年度繰越額に係る財 源内訳	
				予算計上額	前年度繰越 繰 越 額	計				損 益 勘 定 留 保 資 金	翌年度繰越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額
1 資本的支出	1 建設改良費	佐間浄水場自家発電機 設備更新工事	円 410,047,000	円 22,803,000	円 0	円 22,803,000	円 0	円 22,803,000	円 22,803,000	円 22,803,000	円 0
		八甫浄水場No.1PC 配水池耐震補強及び改 修工事	円 323,466,000	円 118,316,000	円 0	円 118,316,000	円 84,744,000	円 33,572,000	円 33,572,000	円 33,572,000	円 0

報告第 1 1 号

専決処分の報告について(久喜市立小・中学校校内通信ネットワーク整備  
工事の請負変更契約の締結)

久喜市立小・中学校校内通信ネットワーク整備工事の請負変更契約を締結する  
ことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別  
紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的   | 久喜市立小・中学校校内通信ネットワーク整備<br>工事                                  |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 365,999,700円   |
| 3 今回変更による増額   | 2,999,700円   |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県戸田市美女木1141番地の38<br>日本コムシス株式会社 関東中支店<br>執行役員関東中支店長 菊 池 太 志 |

令和3年1月29日

久喜市長 梅 田 修 一